

「新時代の大学院教育」（平成17年中央教育審議会答申）に掲げられた事項の検証

法学分野（14大学：国立5、公立1、私立8）

1. 大学院教育の実質化のための取組

(1) 課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立

○人材養成目的の明確化等

検証項目	主な傾向
<p>① 各課程・専攻ごとの人材養成目的に関する学則又は研究科規則等における明確化及びその公表</p> <p>② 人材養成目的に沿った学生に修得させるべき知識・能力の具体化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度において、修士（博士前期）課程の入学定員充足率は、100%を超える大学が3大学ある一方、50%を下回る大学も8大学ある。また、入学定員充足率が平成17年度と比較して増加した大学は3大学のみである。 ・平成20年度において、博士課程の入学定員充足率は、100%を超える大学は1大学ある一方、50%を下回る大学も6大学ある。入学者が0～2名の大学が5大学ある。また、在籍者数が2名の大学が1大学ある。 <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材養成目的の規定について、11大学が学則又は研究科規則のいずれかで規定している。なお、3大学（公立1、私立2）では、ガイドライン等で規定している。 ・1大学（私立）において、人材養成目的が公表されていない。 ・14大学のうち11大学において、大学院設置基準の改正を受けて、人材養成目的を変更している。また、1大学では、すでに人材養成目的は明確化されているとの判断であった。 ・人材養成目的については、修士（博士前期）課程では「高度専門人（法曹実務）」「研究者」養成を設定していることが多い。一方、博士後期課程では研究能力の向上、すなわち「研究者」養成を第一位においているものが多い。 ・区分制博士課程において、9大学では、前期課程と後期課程で人材養成目的を区分、あるいは、コース分け（研究者養成コース等）をしており、より具体的な人材養成目的となっている。 ・3大学では、単に、研究者養成と高度職業人養成を目的としており、分野の特徴がみられない。

	<p><委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。)</p> <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生に修得させるべき知識・能力について、学則又は研究科規則で規定している大学は、6大学(国立3、私立3)である。そのほかHP、履修要項等において記載している大学は、5大学(国立1、私立4)である。 ・4大学では、明文化が図られていないが、ある大学は明文化を検討中であり、また、他のある大学は、人材養成目的を規定により、学生に修得させるべき知識・能力については、共通認識がとれているとの判断であった。 ・3大学では、大学院設置基準の改正を受けて、学生に修得させる知識・能力を具体化するため、学則等の改正をしている。 <p><委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。)</p>
--	--

○体系的な教育課程の編成・コースワークの充実等

検証項目	主な傾向
<p>① 課程制大学院制度の趣旨に沿った、課程等ごとの人材育成目的に応じた教育内容・方法の充実</p> <p>② 専攻分野に関する高度の専門的知識・能力の修得とあわせて、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークの充実</p> <p>③ 講義と実習といった複数の授業の方法を組み合わせなど、多様な授業科目の導入</p> <p>④ 人材養成目的や特色に応じたアドミッション・ポリシー(入学者受入方針)の明確化及びそれを適切に反映した入学者の選考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度において、修士(博士前期)課程の入学定員充足率は、100%を超える大学が3大学ある一方、50%を下回る大学も8大学ある。また、入学定員充足率が平成17年度と比較して増加した大学は3大学のみである。 ・平成20年度において、博士課程の入学定員充足率は、100%を超える大学は1大学ある一方、50%を下回る大学も6大学ある。入学者が0~2名の大学が5大学ある。また、在籍者数が2名の大学が1大学ある。 <p>①②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12大学において、体系的な教育課程に取り組んでいる。また、6大学において、近年教育課程の変更を行っている。具体的には、

上の工夫

- ⑤ 単位制度の趣旨に沿って、学習量の確保や修得すべき単位数についての見直し等の単位の実質化のための工夫
- ⑥ 修士課程及び博士課程（前期）の修了要件について、修士論文の審査を課す場合と、大学院の各課程の目的に応じて特定の課題についての研究の成果の審査を課す場合とにおける教育・研究指導の在り方の工夫
- ⑦ 各大学の自主的な検討に基づいた、豊かな学識を養うための複合的な履修取組（主専攻・副専攻制やジョイントディグリー）の導入

- ・ 6大学において、研究者コース、専修コース等の志望に合わせたコースを設定している。
- ・ 6大学において、必修科目、選択科目の区分を設けている。
- ・ 1大学（公立）では、とくに体系的な教育内容としていないとのことであった。
- ・ ほとんどの大学が就職志望と進学志望で教育内容を分けることはしていない。
- ・ 他方、ある大学では、進学志望と就職志望で、修士論文の基準を変える、また、ある大学では、修士論文コースとリサーチペーパー作成コースに分けるという取組をしている。
- ・ 前期課程の短い期間の中で、専門分野の教育研究と幅広い知識の習得とのバランスが課題として挙げられている。
- ・ 修士課程の平均就職進学率（約85%）を超える大学は2大学のみである。

<委員の評価> （取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。）

④について

- ・ 3大学を除き、アドミッション・ポリシーを明確化している。
- ・ 2大学において、人材養成目的とアドミッション・ポリシーの変更を行っているが、8大学は人材養成目的を変更したが、アドミッション・ポリシーは変更していない。
- ・ 前期課程か後期課程のいずれかで、入学者増に結びついた大学は4大学にとどまる。
- ・ 7大学において、アドミッション・ポリシーを「法律」等の分野、又は、「公務員」等の想定する修了者像を表現する言葉で定めており、分野の特徴を出している。
- ・ 多くの大学で、社会人特別選考や外国人留学生特別選考を行っている。
- ・ 55歳以上の高齢者を対象とした特別選抜を実施している大学がある。
- ・ アドミッション・ポリシーをより具体的にすること、それを受験生に周知することを課題として挙げている大学が多い。

<委員の評価> （取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。）

⑤について

- ・ 4大学において、大学院生が少ないため、各学生に合わせた指導となっているという評価をしている。
- ・ 5大学において、詳細なシラバスを配布し、参考文献や履修の前提条件など学習の継続に必要な情報を掲げている。
- ・ 後期課程の修了要件にも、必要単位の取得を要件としている大学もある。

<委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。)

⑥について

- ・ 修士論文の代わりに研究成果の審査を課すことを制度化している大学は、既に対応済みが5大学。具体的には、課題研究コースを設けている。
- ・ 多くの大学において、修士論文の執筆が最善の方法と考えられており、変更の必要性が感じられていない。
- ・ 修士課程修了者のうち進学する割合は、50%を超える大学は1大学のみであり、進学者の割合は決して高くない。

<委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。)

⑦について

- ・ 主専攻・副専攻制を導入している大学は無く、ジョイントディグリーを導入している大学は1大学のみである。
- ・ 分野の特性上、必要性に乏しいと考えている大学がほとんどである。

<委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。)

○円滑な博士の学位授与の促進

検証項目	主な傾向
<p>① 厳格な成績評価と適切な研究指導により、標準修業年限内に円滑に学位を授与することができる体制の整備 <円滑な学位授与を促進するためのプロセス管理等></p> <p>② 学位授与に関する教員の意識改革の実施（課程制博士制度の趣旨の徹底、各大学における博士論文の要求水準の在り方の検討）</p> <p>③ 学生を学位授与へと導く教育のプロセスを明確化する仕組みの整備（コースワーク修了時に学生が博士論文を提出できる段階に達しているか否かを審査する仕組みの整備、中間発表実施の仕組みの整備、口頭試験など理解度を確認する仕組みの整備、学位審査申請時期の明確化、年間に複数回申請できる仕組みの整備）</p> <p>④ 学位授与へと導く教育のプロセスを踏まえた適切な教育・研究指導の実践（学位論文作成に関連する研究活動の単位認定・指導強化、確実な論文指導の時間の確保、複数の指導教員による論文指導体制の構築、留学生の英語等による論文作成の認可・語学力に対応した適切な論文指導の実施） <学位授与プロセスの透明性の確保等></p> <p>⑤ 学位論文等の公表（論文要旨、審査結果要旨の公表及び公表方法）論文審査方法の改善（論文審査委員名の公表、学外審査委員の登用、口述試験の公開）</p>	<p>・平成20年度において、博士課程の入学定員充足率は、100%を超える大学は1大学ある一方、50%を下回る大学も6大学ある。入学者が0～2名の大学が5大学ある。また、在籍者数が2名の大学が1大学ある。</p> <p>①②③④について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分制博士課程のすべての大学において、博士課程の標準修業年限内の学位授与率が50%以下となっている。 ・主な原因としては、学生数が少ないこと、学位論文に高い水準を求めている等が挙げられている。 ・他方、改善方策は6大学で取り組んでおり、具体的には、研究計画の提出やコースワークが挙げられている。 ・修了年限を超えた学生に対しては、授業料の減免を4大学が、TA・RAの積極的な採用を2大学が実施している。 ・博士後期課程対象の全ての大学において、学位授与を促進するための複数の取組を実施。特に、中間発表実施、口頭試験など理解度の確認、学位審査申請時期の明確化、申請の年複数回化、留学生の英語等による論文作成の認可・語学力に対応した適切な論文指導の実施は多くの大学が取り組んでいる。 ・他方、コースワーク修了時に学生が博士論文を提出できる段階に達しているか否かを審査する仕組みの整備、学位論文作成に関連する研究活動の単位化、確実な論文指導の時間の確保については、取り組んでいる大学は半数以下である。 ・円滑な学位授与促進に向けたプロセス管理が、必ずしも学位授与の促進に繋がっていない。 <p><委員の評価> （取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。）</p> <p>⑤について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博士後期課程対象の全ての大学において、学位授与プロセスの透明性の確保の取組を実施。学位論文の要旨の公表、学位論文審査結果の要旨の公表、論文審査委員名の公

	<p>表、学外審査委員の登用は、多くの大学が取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他方、口述試験の公開、学位論文の取得条件の明示、については、取り組んでいる大学は半数以下である。 ・1大学のみ、指導教員を主査としない制度を実施している。 <p><委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。)</p>
--	--

○教育体制の整備及び教員の教育・研究指導能力の向上

検証項目	主な傾向
<p><体系的な教育課程の編成と教員の教育内容・方法の改善のための組織的活動の実施></p> <p>① 関係教員間における、養成する人材像についての認識の組織的な共有及び社会の要請等への対応状況に関する確認</p> <p>② 課程の目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修（ファカルティ・ディベロップメント（FD））の実施</p> <p>③ 助教の新設を踏まえた、教員の役割分担及び組織的な連携体制の導入</p> <p>④ 各大学院の自主的な検討に基づいて、教育・研究指導に関する教員の時間配分の組織的な管理</p> <p><成績評価基準の明示と厳格な成績評価・修了認定の実施></p> <p>⑤ 教員による、各授業の目標、授業方法、学位論文の作成や審査に至るプロセス、課程の年間計画、成績評価基準等のあらかじめの明示、及び同基準等に照らした厳格な成績評価・修了認定の実施</p> <p><教育研究活動の評価の実施と活用・反映></p> <p>⑥ 各大学院の自主的・自律的な検討に基づく、教育活動に関する評価の導入、人事・採用面における処遇等への活用・反映</p>	<p>①②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5大学において、学内にFD委員会を設置、4大学において、定期的に教授会等で意識の共有・意見交換が行われている。他方、2大学では何も実施されていない。 ・教員の意識の共通理解が高まっていると評価している一方、4大学において、体系的な教育に対する教員の意識が十分に浸透されていないことを課題としてあげている。 <p><委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。)</p> <p>③④について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助教を活用している大学は1大学のみ。 ・授業時間については、5大学において組織的な管理を行っている。他方、教育研究の時間管理について、4大学では各教員にゆだねているのみである。 <p><委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。)</p>

	<p>⑤について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1大学を除いて、各授業の目標、授業方法、学位論文の作成や審査に至るプロセス、課程の年間計画、成績評価基準等を、シラバスや年度初めのガイダンス等で学生に明示している。 ・ 大学院設置基準の改正を受けて、3大学ではシラバスの変更を行っている。 <p><委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。)</p> <p>⑥について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の教育活動に対する評価の仕組みは、9大学において導入されており、具体的ないは、授業評価アンケートの実施や、自己評価報告書の提出等を行っている。 ・ 3大学において、教育活動の評価を処遇等への活用をしており、2大学では、研究費の配分に活用している。 ・ 課題としては、評価基準があげられている。 <p><委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。)</p>
--	--

(2) 産業界等と連携した人材養成機能

検証項目	主な傾向
<p>① 大学院と産業界が、目指すべき人材養成目標とそれに即して修得すべき専門的知識・能力の内容を共有した、産学協同教育プログラムの開発・実施する取組の導入</p> <p>② 単位認定を前提とした長期間の実践的なインターンシップの導入</p> <p>③ 学位論文の審査や教育課程の策定への産業界等の研究者の参画</p> <p>④ 大学院と産業界の情報交換の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度において、修士（博士前期）課程修了者の就職率は4割弱であり、就職先としては、公的機関と民間企業が多い。 ・ 平成20年度において、博士課程修了者の就職率は1/4程度であり、博士号取得者の就職率の方が、満期退学者の就職率より高い。 ・ 就職先は大学教員が多いが、そもそも就職も進学もしていない者や不詳の者が多い。 <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5大学において、産業界と連携した教育プログラムを行っている。新聞社等のジャー

<p>⑤ 大学院による教育内容・方法の改善、学生のキャリアパス形成に関する指導、博士課程修了者の市場への積極的なアピールの実施</p>	<p>ナリズムとの連携を2大学が、弁護士事務所や税理士事務所等との連携を3大学が実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他方、必ずしも就職率の上昇につながっていない。また、専攻の性格から産業界との連携はなじまないと考えている大学も多い。 <p><委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。)</p> <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位化した長期間のインターンシップを実施している大学は、1大学のみである。ほとんどの大学が、専攻の性格からインターンシップは必要ないと考えている。 ・実施している大学においても、参加者がまだ少ないことが課題としてあげられている。 <p><委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。)</p> <p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論文審査や教育課程策定における産業界の状況については、1大学において行われているのみである。 ・ほとんどの大学が、制度的に学外審査員として可能だとしても実績がない。また、専攻の性格上必要ないと考えている。 <p><委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。)</p> <p>④⑤について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7大学(うち、6大学は私立大学)では、就職希望の学生に対しては、学内のキャリアセンターを活用するよう指導している。 ・学生の能力に関する産業界等へのアピールはほとんど行われていない。
---	---

	<委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。)
--	--

(3) 学修・研究課題の改善及び流動性の拡大
 ○学生に対する修学上の支援及び流動性の拡大

検証項目	主な傾向
<学生に対する修学上の支援> ① 大学院生に対する経済的支援の実施（特別研究員、TA、RA等） <学生の流動性の拡大> ② 大学院入学後の補完的な教育の提供、学生に対する経済的支援の判断を可能な限り早期に行う仕組みの導入 <社会人が学ぶための環境整備> ③ 企業等のキャリアパス形成に応じた各大学院におけるリカレント教育（企業内の再教育・研修等を目的とした大学院教育プログラム）の実施 ④ 社会人教育を対象とした多様な制度（長期履修学生制度、修士課程短期在学コース・長期在学コース、夜間大学院、通信制大学院及び昼夜開講制大学院等）の活用を通じた、社会人の大学院教育へのアクセスの拡大	①について ・すべての大学において、経済的支援の取組を実施している。大学独自の奨学金制度の実施、授業料減免制度の実施、基盤的経費によるTA・RAの雇用については、多くの大学において行われている。その他としては、学会の参加費補助、複写費の支給等が行われている。 ・多くの大学が、経済的支援の拡充及びそのための財源確保を課題として挙げている。 <委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。) ②について ・9大学において、学士課程の授業の履修を認めている。 <委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。) ③④について ・6大学において、夜間・土日開講を実施している。また、4大学において、長期履修制度、修士課程の短期在学コースを実施している。 ・平成20年度において、修士段階では2割弱が社会人、博士後期課程では約3割が社会人である。

	<委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。)
--	--

○若手教員の教育研究環境の改善

検証項目	主な傾向
<p><若手教員の教育研究環境の改善></p> <p>① 博士課程からポスドク、助教等といった大学における教員・研究者としてのキャリアの各段階に応じた体系的な研究支援の措置</p> <p>② 博士課程学生、ポスドク、助教等の研究スペースの確保等、若手教員の活躍の場に配慮しつつ組織的な教育を展開していけるような施設マネジメントの取組の実施</p> <p>③ スタートアップのための資金の支給、研究スペースの確保、研究支援体制の充実など、テニユア・トラックにある若手教員が資質・能力を十分に発揮できるよう、研究に専念できる体制の整備</p> <p><教員・研究者の流動性の拡大></p> <p>④ 教員の採用の公募制・任期制の導入</p> <p>⑤ 各大学院の自主的な検討に基づく、採用・選考・人事システム等の改革（1回異動の原則の導入、テニユア・トラック制の導入）</p> <p>⑥ 大学院・企業等における、同様の専門分野の任期付研究者やポスドクに関する人材交流</p>	<p>①②③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7大学において、研究室（スペース）の確保等の若手研究者の研究支援措置を講じている。 ・ 1大学において、テニユア・トラックを導入しており、独自に個別の研究室および研究費としての出張旅費や図書購入費を配分すると共に、講義担当負担を軽減することで研究に従事できる時間を増やしている。 ・ 任期満了時に常勤ポストを獲得できない場合、研究活動に支障が生ずる可能性があるため、任期中にその点を懸念して研究に十分な時間を利用せず、任期満了後のための活動に専念する者がいることが課題として挙げられている。 <p><委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。)</p> <p>④⑤⑥について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9大学において、教員採用の公募制、任期制が行われている。 ・ 任期付き採用の教員の任期満了後に、当該教員の担当講義の後任者を必ずしも採用できないことが課題として挙げられている。 <p><委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。)</p>

2. 国際的な通用性、信頼性の向上（大学院教育の質の確保）のための方策

○大学院評価の確立による質の確保

検証項目	主な傾向
<p>① 大学院における、自己点検・評価の教育活動改善サイクルの中での明確な位置づけ、評価を行う責任体制の明確化、及び事務体制の整備</p> <p>② 評価に必要な情報（定員充足率、教育・研究指導状況、学位授与率、学生の経済的支援の状況、就職先等）について、各大学院の自己点検・評価の項目等を踏まえた、活用しやすい形でのシステム化の実施</p> <p>③ 大学院における、専門分野別自己点検・評価結果の積極的な公表、それを踏まえた教育内容・方法の見直しや改善、外部検証の実施</p>	<p>①②③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ねの大学において、自己点検・評価、評価に伴う責任体制の明確化、事務体制の整備等が行われている。 ・8大学において、分野別の自己点検・評価が行われている。 ・7大学において、この自己点検・評価の結果について、何らかの方法で公表している。 ・この評価について、教育研究活動の状況を的確に把握することができるかと評価している一方、課題としては評価負担の軽減を挙げられている。 <p><委員の評価> （取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。）</p>

○大学院の教育研究を通じた国際貢献・協調

検証項目	主な傾向
<p>① セメスター制の導入や秋季入学など留学生を円滑に受け入れるための工夫など、留学生が学ぶための環境整備、受け入れ体制の充実</p> <p>② 海外分校・拠点の設置、外国の教育研究機関との連携、Eラーニング（情報通信技術を利用した履修形態）等を通じた国境を越えた教育の提供や研究の展開等の実施</p> <p>③ 大学院に関する情報を海外からも把握できるような情報発信</p> <p>④ 国際的に卓越した教育研究拠点の形成を目指す場合における、大学院の組織編成の柔軟な実施、学内・学外との連携の強化、国内外の優秀な研究者・学生が協同で教育研究を進められるため体制の整備、及び施設設備の共同利用の促進などを含めた教育研究機能の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生は、修士段階では3割強、博士段階では3割弱程度。 <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8大学において、セメスター制を導入している。また、6大学において秋期入学制度が導入されている。 ・他方、これらの大学のうち6大学では、留学生の増加等注目すべき定量的変化は認められない。 <p><委員の評価> （取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。）</p> <p>②③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10大学において、海外拠点の設置や海外大学との協定の締結をしている。

- ・課題としては、国際連携をダブルディグリー等につなげていくこと、語学スキルの習得が挙げられている。
- ・7大学において、研究科レベルの学生の海外派遣の仕組みを整備。また、2大学においては大学レベルで海外派遣の仕組みを整備。
- ・他方、これらの4大学では、平成20年度に海外派遣の実績がなく、海外派遣の増加が課題として挙げられている。

<委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。)

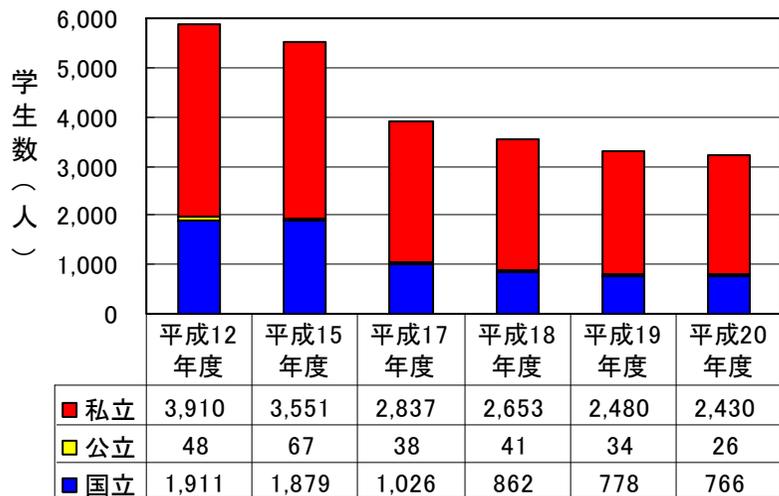
④について

- ・8大学において学内・学外との連携強化、国内外の優秀な研究者・学生の共同研究が進められている。
- ・修士課程3大学については、博士課程を有さない以上、国際的拠点の形成は目指していないとの回答となっている。
- ・課題としては、予算措置や教員の負担が挙げられている。

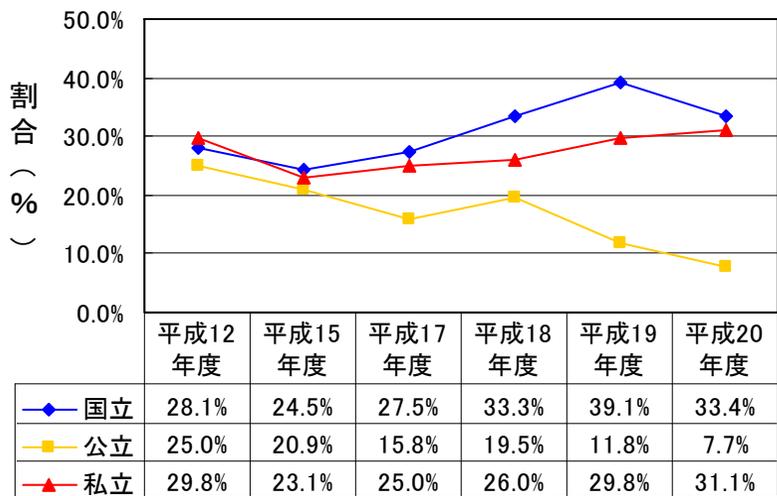
<委員の評価> (取組についての評価、今後の方向性等を以下に記入願います。)

法学政治学・修士

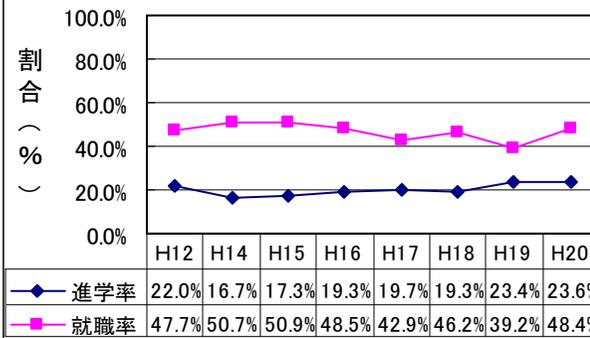
学生数の推移(法学政治学・修士)



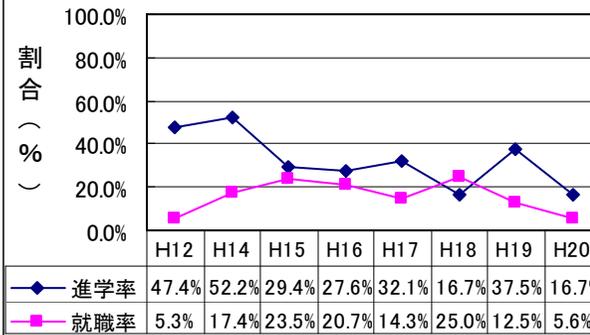
社会人割合の推移(法学政治学・修士)



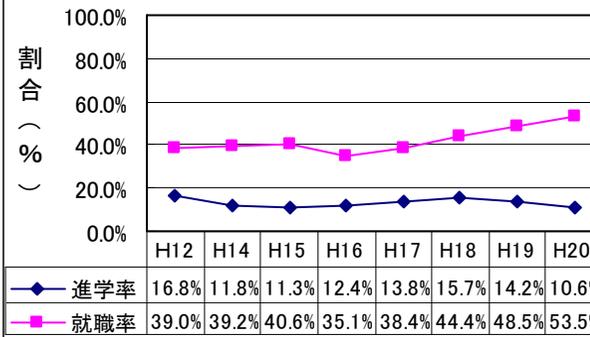
進学率・就職率の推移(法学政治学・修士・国立)



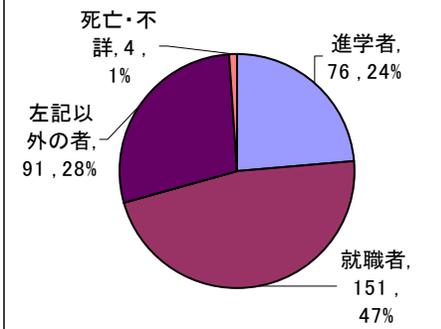
進学率・就職率の推移(法学政治学・修士・公立)



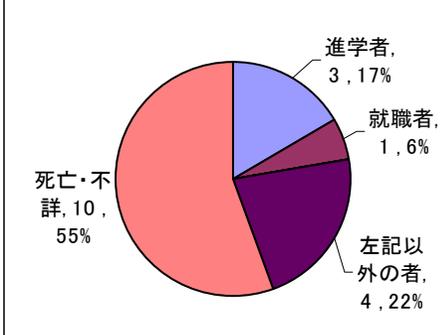
進学率・就職率の推移(法学政治学・修士・私立)



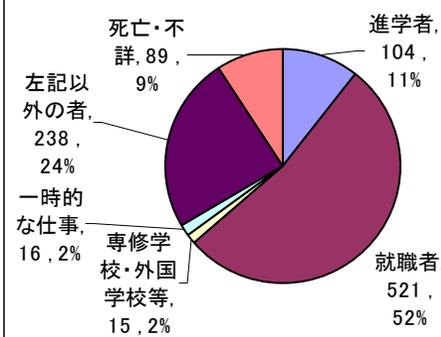
修了者の進路(法学政治学・修士・国立)



修了者の進路(法学政治学・修士・公立)



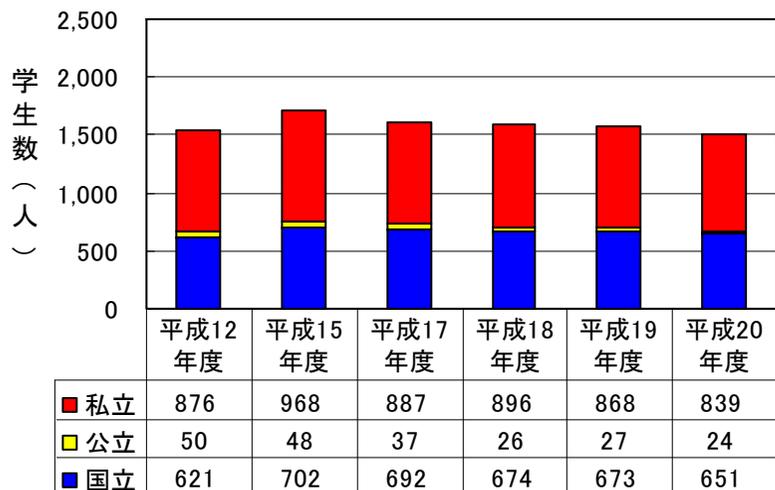
修了者の進路(法学政治学・修士・私立)



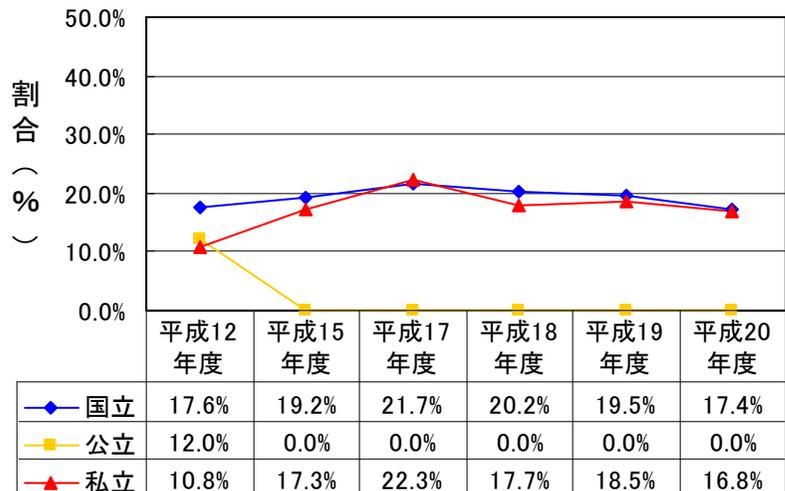
「一時的な仕事に就いた者」・・・アルバイト、パート等、臨時的な収入を目的とする仕事に就いた者。就職者数には含まれない
 「左記以外の者」・・・家事の手伝い等、進学でも就職でもないことが明らかなる

※学校基本調査(文部科学省)調べ

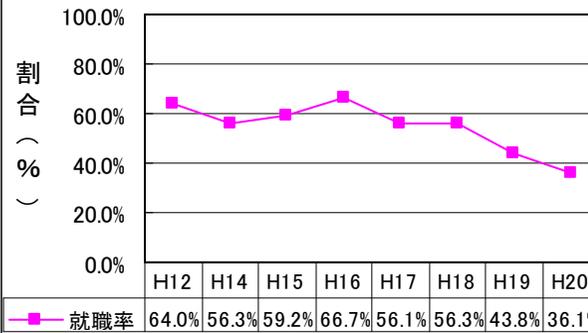
学生数の推移(法学政治学・博士)



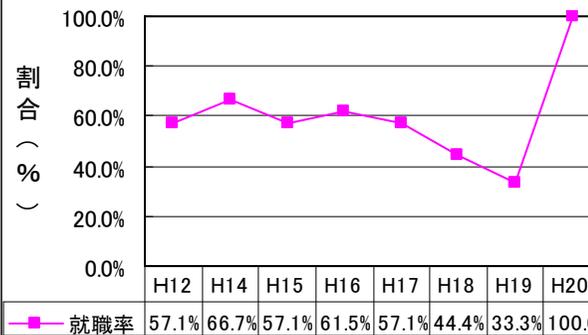
社会人割合の推移(法学政治学・博士)



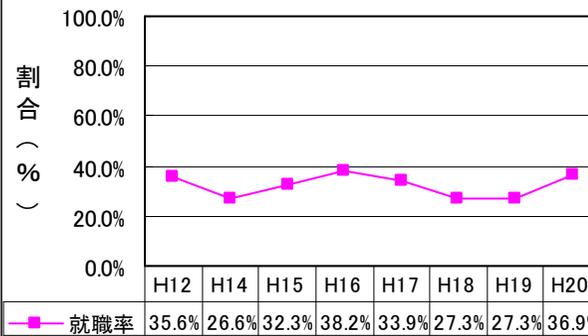
進学率・就職率の推移(法学政治学・博士・国立)



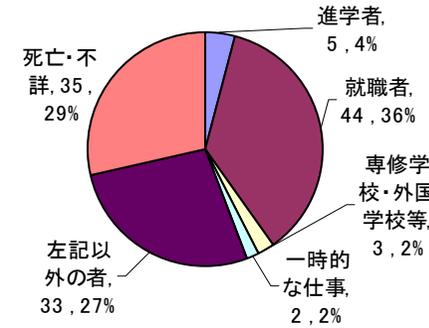
進学率・就職率の推移(法学政治学・博士・公立)



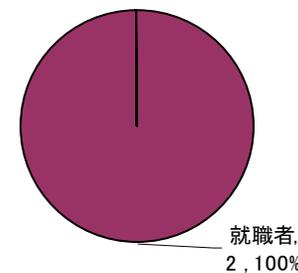
進学率・就職率の推移(法学政治学・博士・私立)



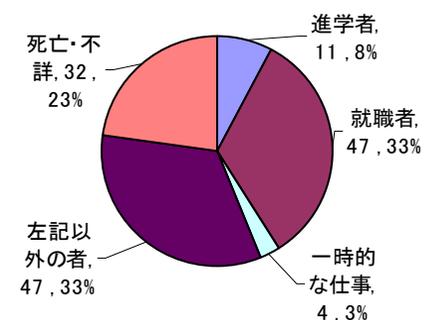
修了者の進路(法学政治学・博士・国立)



修了者の進路(法学政治学・博士・公立)



修了者の進路(法学政治学・博士・私立)



「一時的な仕事に就いた者」・・・アルバイト、パート等、臨時的な収入を目的とする仕事に就いた者。就職者数には含まれない
「左記以外の者」・・・家事の手伝い等、進学でも就職でもないことが明らかな者